

広島県告示第四百八十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定によって、指定障害者支援施設として次のとおり指定した。

平成二十三年五月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定障害者支援施設の設置者		指定障害者支援施設		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人広島聖光学園	三原市小泉町一〇四四番地	広島聖光学園	三原市小泉町一〇四四番地	平成二三年四月一日
社会福祉法人備北福祉会	三次市君田町東入君二〇九番地一	障がい者支援施設ニューライフ君田	三次市君田町東入君三五七番地一	平成二三年四月一日
社会福祉法人ともえ会	三次市栗屋町一六〇四番地	ともえ学園	三次市西河内町二五〇番地	平成二三年四月一日
社会福祉法人中国新聞社会事業団	広島市中区土橋町七番一号	中国芸南学園第一成人部	竹原市忠海東町二丁目一〇番一号	平成二三年四月一日
社会福祉法人ひかり会	廿日市市永原字戸屋野山五番地一	広島ひかり園まごころ	廿日市市永原字戸屋野山五番地一	平成二三年四月一日
社会福祉法人ひかり会	廿日市市永原字戸屋野山五番地一	広島ひかり園やすらぎ	廿日市市永原字戸屋野山五番地一	平成二三年四月一日
社会福祉法人広賀会	東広島市西条町寺家四二〇五番地	広賀園	東広島市西条町寺家四二〇五番地	平成二三年一〇月一日
社会福祉法人広賀会	東広島市西条町寺家四二〇五番地	松籟園	東広島市西条町寺家四二〇五番地	平成二三年一〇月一日
社会福祉法人清風会	安芸高田市吉田町竹原九六七番地	清風会ワークセンター	安芸高田市吉田町竹原九六七番地	平成二三年三月一日